

## 地方自治法の一部を改正する法律

一一八

### ◎地方自治法の一部を改正する法律

(平成二三年五月二一日法律第三五号)

#### 一、提案理由(平成二二年四月八日・参議院総務委員会)

○国務大臣(原口一博君) おはようございます。

(略)

地方自治法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、地方公共団体の組織及び運営について、その自由度の拡大を図るとともに、直接請求の制度についてその適正な実施を確保するため、所要の措置を講ずるものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一は、議会制度の充実に関する事項であります。

議会の議員定数の上限数に係る制限を廃止するとともに、議会の議決事件について、法定受託事務に係る事件についても、議会の議決すべきものとすることが適当でないものとして政令で定めるものを除き、条例で議会の議決事件とすることができることとしております。

第二は、行政機関等の共同設置に関する事項であります。

普通地方公共団体は、協議により規約を定めて、議会の事務局若しくはその内部組織、行政機関、普通地方公共団体の長の内部組織、委員会若しくは委員の事務局若しくはその内部組織又は普通地方公共団体の議会の事務を補助する職員を置くことができることとしております。

第三は、全部事務組合等の廃止に関する事項であります。

全部事務組合、役場事務組合及び地方開発事業団を廃止することとしております。

第四は、地方分権改革推進計画に基づく義務付けの廃止に関する事項であります。

市町村の基本構想に関する規定を削除するとともに、総務大臣又は都道府県知事への内部組織に関する条例の制定又は改廃の届出並びに予算、決算及び条例の制定又は改廃の報告を要しないこととしております。また、広域連合の広域計画の地方公共団体の長への送付、公表及び総務大臣又は都道府県知事への提出並びに財産区の財産を処分する場合等の都道府県知事への同意を要する協議を要しないこととしております。

第五は、直接請求に関する事項であります。

平成二十一年十一月十八日の最高裁判決を受け、直接請求の代表者の資格について、選挙人名簿に表示をされている者、選

挙人名簿から抹消された者及び選舉管理委員会の委員又は職員である者を制限の対象とする規定を設けることとしておりまします。また、直接請求のための署名の自由と公正を確保するため、地位を利用して署名運動をした国又は地方公共団体の公務員等に対する罰則を設けることとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願ひいたします。

## 二、参議院総務委員長報告(平成二二年四月二一八日)

○佐藤泰介君　ただいま議題となりました三法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

(略)

疑義、地方議会議員の身分を法的に位置付ける必要性、地方自治法抜本改正の方向性、国が本来責任を持つべき事業を地方に丸投げすることのはず、国と地方の協議の場で地方財政計画の策定を協議する必要性等について質疑が行われました。

また、参考人から意見を聴取し、江東区及び中央区に現地視察を行うとともに、三法律案について内閣委員会と、地域主権改革推進一括法案について厚生労働委員会とそれぞれ連合審査会を開催いたしました。

(略)

続いて、討論に入りましたところ、自由民主党・改革クラブを代表して磯崎陽輔理事より、自由民主党・改革クラブ提出の修正案に賛成、地方自治法一部改正案に賛成、民主党・新緑風会・国民新・日本を代表して武内則男理事より、三法律案に賛成、公明党を代表して魚住裕一郎委員より、公明党提出の修正案に賛成、その他の修正案に反対、国と地方の協議の場に関する法律案及び地方自治法一部改正案に賛成、地域主権改革推進一括法案に反対、社会民主党・護憲連合を代表して又市征治委員より、いずれの修正案にも反対、三法律案に賛成、日本共産党を代表して山下芳生委員より、三法律案に反対、自由民主党・改革クラブ提出の修正案及び公明党提出の修正案に反対する旨の意見がそれぞれ述べられました。

## 地方自治法の一部を改正する法律

一一〇

次に、地方自治法一部改正案につきましては、多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。  
.....(略).....

以上、御報告申し上げます。

### 三、衆議院総務委員長報告(平成二三年四月二二日)

○原口一博君　ただいま議題となりました各法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

初めに、地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案、国と地方の協議の場に関する法律案及び地方自治法の一部を改正する法律案の三法律案について申し上げます。  
.....(略).....  
初めに、地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案、国と地方の協議の場に関する法律案及び地方自治法の一部を改正する法律案について申し上げます。

次いで、民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会、公明党の三会派共同提案により、三法律案に対してそれぞれ修正案が提出され、趣旨の説明を聴取いたしました。  
その主な内容は、  
地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の題名を、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律に改めること、内閣府設置法の修正を行い、「地域主権改革」の用語を削除するとともに、地域主権戦略会議に係る規定を削除すること等であります。

次いで、討論を行い、各案について順次採決いたしましたところ、三法律案ともに、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもつて可決され、修正議決すべきものと決しました。

以上の三法律案は、第百七十四回国会の参議院先議に係るも

ので、昨年四月二十八日本院に送付された後、翌月二十五日、本会議において趣旨説明及び質疑が行われ、本委員会に付託されましたが、以後、今国会まで継続審査に付されていましたものであります。

以上、御報告申し上げます。  
……………（略）……………

○委員会修正の提案理由（平成二三年四月二一日）  
○坂本委員　ただいま議題となりました各修正案につきまして、提出者を代表いたしまして、その提出の趣旨及び内容について御説明申し上げます。

今回の修正は、地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案について、両院におけるこれまでの議論等を踏まえて提出するものであり、その内容は次のとおりであります。  
……………（略）……………

次に、地方自治法の一部を改正する法律案に対する修正案についてであります。  
これは、昨年の常会で成立した所得税法等の一部を改正する法律に定める法人税法第二条の改正規定が平成二十二年十月一日に施行されたことに伴い、所要の規定の整理を行うものであります。  
以上が、各修正案の趣旨及び内容であります。  
何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律

#### 四、参議院総務委員長報告（平成二三年四月二八日）

○那谷屋正義君　ただいま議題となりました三法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

三法律案は、第百七十四回国会において本院で政府原案どおり可決し、衆議院で継続審査中であります。今国会において修正議決の上、本院へ送付されてきたものであります。  
……………（略）……………

次に、地方自治法の一部を改正する法律案は、地方議会の議員定数設定の自由化、共同設置が可能な機関の範囲の拡大等の措置を講ずるとともに、直接請求の制度の適正な実施を確保するためには必要な改正等を行おうとするものであります。

なお、衆議院において、所要の規定を整理するための修正が行われております。

委員会におきましては、三法律案を一括して議題とし、地域医療提供体制と地域主権改革、法律案修正の理由及び経緯、国と地方の協議の場の協議対象、運営事項等の在り方、児童福祉施設の最低基準を条例委任する問題点等について質疑が行われました。  
……………（略）……………

地方自治法の一部を改正する法律

次いで、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して山下芳生委員より三法律案に反対する旨の意見が述べられました。

……(略)……  
……(略)……  
……(略)……

次に、地方自治法一部改正案につきましては、多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

……(略)……  
……(略)……  
……(略)……

以上、御報告申し上げます。